

中富良野町木質ペレットストーブ等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木質バイオマス資源を燃料とするストーブの導入に係る費用の一部を補助することにより、二酸化炭素の削減を図ることで地球温暖化対策を推進することを目的とし、この交付等に関しては、町費補助金交付規則（昭和42年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住する者又は町内に居住する予定のある者をいう。
- (2) 住宅等 自ら居住する住宅又は店舗を兼用する住宅（住宅が過半を超えるもの、事業所は除く）及びその敷地をいい、マンションやアパート等の集合住宅、寄宿舍、民泊施設等は含まない。
- (3) 木質ペレットストーブ等 木質ペレットストーブ、薪ストーブをいう。
- (4) 二次燃焼システム 一次燃焼で燃焼しきらなかったガスを再度燃やすことで、燃焼効率を高め排煙の中の不純物を最小限に抑えるシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 住宅等に設置し、町民であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- (5) 設置後2年間、木質ペレットストーブ等の利用状況等について、報告が確実にできること。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 新たに設置するもの又は増設するものとし、未使用品（中古品は対象外とする。）であるものとする。
- (2) 設置しようとする木質ペレットストーブ等が二次燃焼機能又はこれと同等以上の機能を有するもの。（熱効率が木質ペレットストーブで70%以上、薪ストーブで60%以上の機能を有していること。）
- (3) その他町長が必要と認める要件

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、木質ペレットストーブ等本体の購入経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨て）以内とし、その上限額は15万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、中富良野町木質ペレ

ットストーブ等設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し交付決定通知を受けなければならない。

- (1) 契約書の写し及び内訳明細書
- (2) 設置機種のカatalog
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第2号）（町外に居住している場合は、承諾書の代わりに現に住所を有する市町村が発行する過去3年分の住民税の納税証明書）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び通知）

第8条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、中富良野町木質ペレットストーブ等設置補助金交付・却下決定通知書（様式第3号）により、補助事業者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査において補助金の交付決定内容及び必要な条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して是正措置を命ずることができる。

（変更の届出）

第9条 前条に規定する補助金交付の決定を受けた補助事業者が交付申請書に記載した次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ中富良野町木質ペレットストーブ等設置補助金変更承認申請書（様式第4号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 機種、仕様の変更
- (2) 設置予定額の変更

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、中富良野町木質ペレットストーブ等設置補助金変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 変更に伴う補助金の交付決定額の増額変更は、予算の範囲内で行うものとする。

（中止の届出）

第10条 補助事業者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに中富良野町木質ペレットストーブ等設置補助金中止承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（設置完了報告等）

第11条 補助事業者は、木質ペレットストーブ等設置後速やかに、中富良野町木質ペレットストーブ等設置補助金完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 木質ペレットストーブ等の設置状況を示す写真
- (2) 領収書の写し及び工事内訳明細書
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の決定及び通知）

第12条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査を行い、適正と認められるときは補助金の額を確定し、中富良野町木質ペレットストーブ等設置補助金補助額決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、中富良野町木質ペレットストーブ等設置補助金請求書（様式第9号）により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(処分の制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備が交付決定日から5年を経過することになるまでは、町長の承認を受けずに取り外し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は補助金交付の目的に反して使用してはならない。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を補助事業者に命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) 対象事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 第8条第2項の規定による町長からの是正命令に、正当な理由なく従わなかったとき。
- (5) 第15条の規定による処分の制限を、正当な理由なく遵守しなかったとき。
- (6) その他、この要綱の規定に違反していると、町長が認めるとき。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者から当該補助金に相当する金額の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条から第17条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。